



サルスベリ

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市中央区本荘

6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

7月

(文月) JULY

15日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

ワンポイント ふるさと納税の見直し

ふるさと納税における、寄附を得るための自治体間のいきすぎた「返礼品競争」を是正し、制度の健全な発展に向けて、今年6月以後の寄附から、総務大臣が指定した自治体への寄附のみがふるさと納税の対象とされています。返礼品は、寄附額に対する還元率3割以下で、地場産品とされました。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月16日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月16日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日



令和元年七月に行われる予定の参議院選挙。その概要や仕組みを知っておきましょう。

1 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙（以下、参院選又は通常選挙）は、国会議員のうち参議院議員を選ぶための選挙で、必ず三年に一回行われます。これは、憲法第四

十六条で「参議院議員の任期は六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。」と定められているからです。そのため、参議院議員は二つのグループに分かれており、任期が三年ずれています。

参議院議員の数は現在二四二名ですが、平成三十年七月に改正公職選挙法が成立したことから、定数が二四八名に増えています。そのため次回からの「通常選挙」ではその半数の一四四名を選びます。参院選も全国規模の国政選挙ですが、総議員を一齐に選出するわけではなく半数のみを改選するため、「総選挙」とは呼ばず、「通常選挙」と呼ばれています。なお、参議院には衆議院のような解散がありませんので、半数改選も規則正しく実施されます。

通常、参院選は任期満了の日の前三十日以内に行われますが、「通常選挙」を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行われるため、任期満了後に行われる場合

もありません。

参議院の定数は、昭和二十一年、当初の日本政府案では衆議院議員の定数の約三分の二の三〇〇人前後とされていましたが、当時日本を占領していたGHQから定数を減少させることなどの申し入れがあり、地方区一五〇人、全国区一〇〇人の二五〇人となりました。その後、昭和四十七年の沖縄復帰に伴い、沖縄県選出議員が二人加わって地方区定数が一五二人になりましたが、平成十二年には一〇人削減され、二四二人となり、平成三十年の改正により現在の二四八名となりました。

2 二つの選挙制度

参院選は、二つの選挙制度によってそれぞれ議員が選ばれます。有権者は二票与えられ、それぞれの選挙制度に立候補した候補者に一票を投じていきます。一つは選挙区制で個人に投票する選挙で、立候補者は無所属でも立候補することができます。もう一つは比例代表制で、こちらは政党に所属していないと立

候補することができません。ただし、有権者は政党名で投票するか立候補者の名前前で投票するか、自由に選択することができます。参院選は、衆議院選挙とは異なり、二つの選挙制度に重複して立候補することはできません。

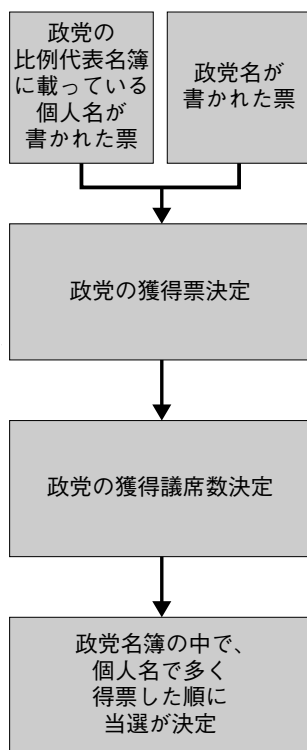
(1) 選挙区制（定数改正前一四六人、改正後一四八人）

選挙区制は都道府県別に行われ、有権者は候補者の氏名一人を自書して投票し、最多数の得票を得た候補者から順に当選します。選挙区制で選ばれる人数（定数）は、人口によっておおまかに差がつけられており、東京都は六人ですが、三二の選挙区では一人のみです（なお、鳥取県と島根県、徳島県と高知県は「合同選挙区」として、二つの県から一人のみ選出される仕組みとなっています）。この一人の選挙区は新聞報道などでは「一人区」と呼ばれ、有力政党が議席を分け合うことの多い「複数区」と異なり、一人しか当選できませんので、当然熾烈な争いとなり、この「一人区」の結果が全体の選挙結果に大きな影響

〈選挙区と定数〉

改選数	選挙区数	選挙区
6人	1選挙区	東京都
4人	4選挙区	神奈川県、愛知県、大阪府、埼玉県
3人	4選挙区	北海道、千葉県、兵庫県、福岡県
2人	4選挙区	茨城県、静岡県、京都府、広島県
1人	32選挙区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、 群馬県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、長野県、 岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、山口県、徳島県、高知県、香川県、愛媛県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〈非拘束名簿式での
当選決定プロセス〉



を与えると言われています。またこの七月に行われる改選（第二十五回参议院議員通常選挙）では、定数の半分である改選数七三に定数増加分一（埼玉県選挙区）を加えた七四議席が争われます。

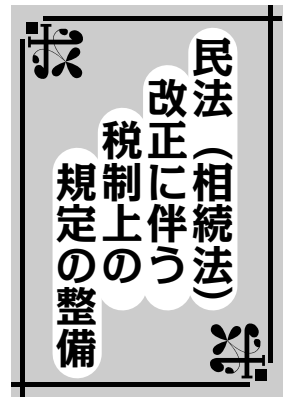
① 非拘束名簿式と拘束名簿式
比例代表制は、全都道府県を選挙区として非拘束名簿式で行われてきました。政党が提出した候補者名簿に順位がつけられており、その順位に従って当選する拘束名簿式とは異なり、非拘束名簿式は、名簿に順位がつけられていません。有権者は、立候補者または政党のいずれにも投票す

ることができ、個人名が書かれた票（個人票）はその立候補者が所属する政党の得票となります。当選人数は、政党ごとに立候補者の個人票と政党名が書かれた政党票とをすべて合算して政党の議席を決定し、個人票獲得票数の多い候補者から順に当選します（ドント式）。

「拘束名簿式」では、名簿順位の決定は各政党の任意であるため、有権者はその名簿の作成に関わることができず、有権者が支持したい候補者が比例名簿に載っている場合、その候補者に当選してもらうには所属している政党名を書くしかありません。しかし、その候補者の名簿順位が低く

② 特定枠の創設
合同選挙区の創設に伴い、この七月予定の改選から参议院比例区で政党等の判断で拘束名簿式の「特定枠」としてその政党が当選させたい候補者を名簿の上位に設定することが可能となる制度が実施されます（なお、特定枠に掲載された候補者は候補者名を冠した選挙運動を行うことができず、政党票としてカウントされます）。これによって参议院比例区では拘束名簿式と非拘束名簿式の両方が混合することになります。

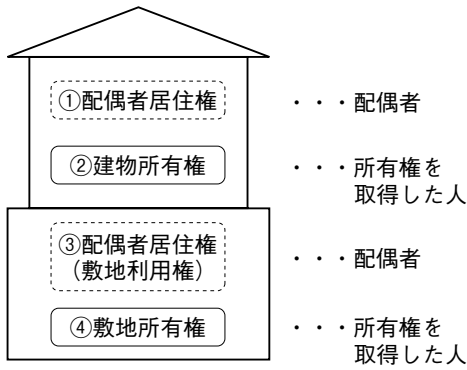
当選に及ばなかった場合、有権者の意図とは異なる候補者が当選することとなってしまいます。「非拘束名簿式」の場合、有権者が支持したい候補者を自由に記載できるため、名簿順位の決定に有権者が参加することができません。「非拘束名簿式」では、個人名で書かれた票はその所属政党の得票に反映されるため、個人への票が他の候補者への票の横流しになるという点が挙げられます。



昨年七月の民法（相続法）の改正に伴い、平成三十一年度税制改正で税制上の取り扱いが整備されました。

今回は、相続法改正の中で税務に影響の強い新たに創設され

図表 1



た「配偶者居住権」と「特別寄与料」の二つの制度の要点等を以下、説明します。

一 配偶者居住権の取扱い

1 配偶者居住権の概要

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。また、被相続人が遺贈によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

適用開始日は、令和二年四月一日となっています。

2 ポイント

(1) 民法改正の背景

民法（相続法）については、昭和五十五年（一九四〇年）に配偶者の法定相続分の引き上げ等が行われて以降、目立った改正はありませんでしたが、高齢化社会のさらなる進展により、残された高齢配偶者の生活保障の必要性が高まったことから、約四十年ぶりに大きく改正さ

れました。

具体的には、残された配偶者は住み慣れた自宅に住み続けたいと希望するケースが多いこと、配偶者が高齢の場合には、引越しの負担も大きいため相続発生後すぐの転居は困難であること等から今回の改正が行われています。

経済面からは、改正前は評価額が高い居住用不動産を配偶者が相続すると、他の相続人とのバランスからそれ以外の財産（金融資産等）を配偶者は十分に取得できず、老後の生活資金を確保できないことが多かったようです。こうした事態を避けるため、居住用建物を使用収益することが

できる権利として「配偶者居住権」が創設されました。配偶者居住権は居住用不動産の所有権に比べ評価額が圧縮されるため、配偶者は老後の生活資金をより多く取得できるようにになり、配偶者の生活保障に役立ちます。

譲渡不可
配偶者居住権は譲渡できません。したがって残された配

偶者が相続後に自宅の売却代金をもって他の資産を購入するような場合には不向きで、自宅の土地・建物を相続するのが適当です。

(3) 第三者対抗要件
配偶者居住権は登記しなければ、第三者に対抗できません。設定登記には登録免許税（税額は、建物の固定資産税評価額の千分の二）が課されます。

(4) 配偶者短期居住権
相続開始時に被相続人の自宅に無償で住んでいた配偶者は、遺産分割によりその建物の所有者が決まるまでの間または相続開始から六か月間のいずれか遅い時期まで、すなわち少なくとも六か月間は被相続人の意思にかかわらず、引き続き自宅に無償で居住する権利（配偶者短期居住権）が認められます。

(5) 配偶者居住権と配偶者短期居住権の課税関係
共に創設されましたが、「配偶者居住権」は、相続税の課税対象とされるのに対し、「配偶者短期居住権」は財産価値

をもち、配偶者短期居住権は、配偶者短期居住権に比べて評価額が圧縮されるため、配偶者は老後の生活資金をより多く取得できるようにになり、配偶者の生活保障に役立ちます。

配偶者短期居住権は、配偶者短期居住権に比べて評価額が圧縮されるため、配偶者は老後の生活資金をより多く取得できるようにになり、配偶者の生活保障に役立ちます。

配偶者短期居住権は、配偶者短期居住権に比べて評価額が圧縮されるため、配偶者は老後の生活資金をより多く取得できるようにになり、配偶者の生活保障に役立ちます。

図表2 配偶者居住権がある場合の個々の相続税評価額

<p>〈建物〉</p> <p>①配偶者居住権の相続税評価額</p> $\frac{\text{建物の相続税評価額} - \text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{残存耐用年数}^{(\ast 1)} - \text{存続年数}^{(\ast 2)}}{\text{残存耐用年数}^{(\ast 1)}}}{(\ast 3)} \times \text{存続年数}^{(\ast 2)} \text{に応じた民法の法定利率}^{(\ast 4)} \text{による複利現価率}$	
<p>②配偶者居住権が設定された建物（居住建物）の所有権の相続税評価額</p> <p>建物の相続税評価額 - 配偶者居住権の相続税評価額（上記①）</p>	
<p>〈土地〉</p> <p>③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利（敷地利用権）の相続税評価額</p> $\text{土地等の相続税評価額} - \text{土地等の相続税評価額} \times \frac{\text{存続年数}^{(\ast 2)}}{\text{法定利率}^{(\ast 4)}} \text{に応じた民法の複利現価率}$	
<p>④居住建物の敷地の所有権等の相続税評価額</p> <p>土地等の相続税評価額 - 敷地利用権の相続税評価額（上記③）</p>	

(※1) 残存耐用年数＝法定耐用年数（住宅用）×1.5－築年数

(※2) 存続年数はアまたはイの年数とする

ア 配偶者居住権の存続期間が終身である場合は配偶者の平均余命年数

イ 上記ア以外の場合は遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする）

(※3) 「残存耐用年数」または「残存耐用年数－存続年数」が0以下となる場合には0とする

(※4) 民法の法定利率は令和2年4月1日より3%となり、その後3年ごとに見直される

- を認識せず、相続税の課税対象外となります。
- (6) 配偶者居住権の評価方法
民法改正に伴い、配偶者居住権の評価方法が図表2のようになっています。
- 二 特別寄与料制度の創設**
- 1 特別寄与料の概要**
相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養介護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求ができるようになります。
- 適用開始日は、令和元年七月一日からです。
- 2 ポイント**
(1) 特別寄与者
民法改正により設けられた特別寄与者が支払を受ける特別寄与料については、遺贈により取得したものとみなされ、相続税の対象となり、相続税額の二割加算の対象とされません。
- (2) 特別寄与料を支払う相続人と相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人の相続税の課税価額から控除されます。
- (3) 特別寄与料が確定しない場合があります。
- (4) 新たに相続税の納税義務が生じる者
特別寄与者が新たに相続税の申告義務が生じた場合には、その事由が生じたことを知った日から十か月以内に相続税の申告書を提出する必要があります。
- 3 実務的留意点**
民法改正により特別寄与者の介護等の労が報われることになりましたが、一方で、特別寄与者から特別寄与料を請求することはなかなか難しいと思われるので、現実的な対策としては、次のような形が考えられます。
- (1) 特別寄与者に対する金銭の遺贈を遺言書に記載
(2) 感謝の表現として、生前から被相続人が特別寄与者に金銭を贈与

高度プロフェッショナル制度（労働基準法）

高度プロフェッショナル制度は、高度の専門的知識等を有する労働者を対象とし、一定の要件を満たす場合に、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しないものとする制度です。今回は、対象者・対象業務および導入時の注意点等を説明します。

一 対象範囲

(一) 対象労働者

次の要件を満たす者が対象労働者とされます。

① 使用者との間の合意に基づき職務が明確に定められていること

使用者は、業務の内容・責任の程度・求められる成果の内容を明らかにした書面に労働者の署名を受けることにより、職務の範囲について労働者の合意を得なければなりません。

なお、「職務が明確に定めら

れていること」とは、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 業務の内容、責任の程度及び職務において求められる成果その他の職務を遂行するに当たって求められる水準が具体的に定められており、対象労働者の職務の内容とそれ以外の職務の内容との区別が客観的になされていること

- ・ 業務の内容が具体的に定められており、使用者の一方的な指示により業務を追加することができないこと

- ・ 働き方の裁量を失わせるような業務量や成果を求めるものではないこと

② 使用者から確実に支払われると見込まれる一年間当たりの賃金の額が少なくとも一〇七五万円以上であること
賃金については、指針により定められた次の取り扱いにも注意を要します。

- ・ 個別の労働契約又は就業規

則等において、名称の如何に係わらず、具体的な額をもって支払われることが約束され、支払われることが確実に見込まれる賃金は全て含まれる。

- ・ 労働者の勤務成績、成果等に依りて支払われる賞与や業績給等、その支給額があらかじめ確定されていない賃金は含まれない。

- ・ 賞与や業績給において支払われることが確実に見込まれる最低保障額が定められている場合には、その最低保障額は含まれる。

- ・ 一定の具体的な額をもって支払うことが約束されている手当は含まれるが、支給額が減少し得る手当は含まれない。

③ 対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であり、対象業務以外の業務にも常態として従事している者は対象労働者とはならないこと

(二) 対象業務の要件

対象となる業務は、働く時間帯の選択や時間配分について自ら決定できる広範な裁量が労働者に認められている業務でな

ければならず、対象業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示を受けて行うものは含まれません。

この「具体的な指示」とは、労働者から対象業務に従事する時間に関する裁量を失わせるような指示をいい、働く時間帯の選択や時間配分に関する裁量を失わせるような成果・業務量の要求、納期・期限を設定することや作業工程・手順等の日々のスケジュールに関する指示をすること等が該当します。

なお、使用者が対象労働者に対し業務の開始時にその業務の目的、目標、期限等の基本的事項の指示や、中途において経過の報告を受けつつこれらの基本的事項について所要の変更の指示をすることは可能です。

また、対象業務は、部署が所掌する業務全体ではなく、対象となる労働者に従事させることとする業務をいいます。

したがって、対象業務の語句（例えば、後述する「研究」「開発」）に対応する語句をその名称に含む部署（例えば、「研究開発部」）において行われる業務の全てが

対象業務に該当するものではなく、対象労働者が従事する業務で判断します。

(三) 具体的な対象業務

- ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- ② 資産運用（指図を含む）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買など
- ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
- ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく事項に関する考案又は助言の業務
- ⑤ 新たな技術、商品又は業務の研究開発の業務

二 導入手順

高度プロフェッショナル制度を導入するときは、以下の流れに沿った適切なプロセスを踏んでいきましょう。

(一) 労使委員会を設置する

制度導入の際は、対象となる

事業場において労使委員会を設置し、運営のルールを定めます。

労使委員会は、労働者を代表する委員と、使用者を代表する委員で構成します。人数は、労働者代表委員が半数を占めていなければなりません。使用者代表委員は使用者側の指名により選出されますが、労働者代表委員は、事業場の過半数労働組合又は過半数労働組合がない事業場においては過半数代表者から、任期を定めて指名を受けます。

(二) 労使委員会で決議をする

労使委員会では「労使委員会で決議すべき項目」の決議事項（次の十項目）について、委員の五分の四以上の多数により決議をすることが必要です。

① 対象業務

② 対象労働者の範囲

③ 健康管理時間の把握

対象労働者の健康管理時間（事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計をいいます）を把握する措置が実施すること及び当該事業場における健康管理時間の把握方法（健康管理時間から除くこととした労働時間以外の時間の把握方法

を含む）を決議で明らかにします。

④ 休日の確保

年間一〇四日以上、かつ、四週間を通じ四日以上を休日を与えなければなりません。

⑤ 選択的措置

次のいずれかに該当する措置を決議で定めて実施します。

イ 勤務間インターバルの確保（二時間以上）＋深夜業の回数制限（一か月に四回以内）

ロ 健康管理時間の上限措置（一週間当たり四〇時間を超える時間が、一か月について一〇〇時間以内又は三か月について二四〇時間以内）

ハ 一年に一回以上の連続二週間の休日を与えること（本人が請求した場合は連続一週間×二回以上）

ニ 臨時の健康診断（一週間当たり四〇時間を超えた健康管理時間が一か月当たり八〇時間を超えた労働者又は申出があった労働者が対象）

⑥ 健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置

⑦ 対象労働者の同意の撤回に関する手続

⑧ 苦情処理措置

⑨ 不利益取扱いの禁止

⑩ その他厚生労働省令で定める事項（次のイからニ）

イ 決議の有効期間の定め及び当該決議は再度決議をしない限り更新されないこと。

ロ 労使委員会の開催頻度及び開催時期

ハ 常時五〇人未満の事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。

ニ 労働者の同意その他一定事項に関する記録を決議の有効期間中及びその満了後三年間保存すること。

(三) 決議を労働基準監督署長に届け出る
導入後は半年に一度定期報告が必要です。

(四) 対象労働者の同意を書面を得る

(五) 対象労働者を対象業務に就かせる

(六) 決議の有効期間の満了継続する場合は、(二)以降を繰り返します。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

飲む点滴

お正月、初詣に行くと甘酒を振舞ってくれるお寺や神社がありますね。何となく冬の飲み物というイメージのある甘酒ですが、これからの暑い時期にこそ飲んで頂きたい飲み物です。

甘酒にはビタミンB1・B2・B6等のビタミン類、葉酸、食物繊維、オリゴ糖、ブドウ糖等々の豊富な栄養素が含まれています。

発酵学者で東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏は「発酵美食—日本のおいしい文化を語らうWebマガジン—」のインタビューの中で、2002年に出演していたテレビ番組で放送された「発酵は力なり」を振り返り、「甘酒は1日に必要なビタミン類がほとんど入ったブドウ糖の溶液であり、つまり点滴と同じではないか」というお話をされています。

甘酒に含まれる様々な栄養素により、エ

ネルギーを得て、疲労を回復し、腸内環境を整える。まさに夏バテ防止にぴったりの、栄養点滴のような飲み物です。

健康を保つにはまずきちんと食事をとりしっかり眠ることが大切ですが、暑い日が続くと食欲も落ち、寝苦しさで睡眠の質も落ちてしまいがちです。甘酒は食欲のない時にも喉を通りやすく、家庭で簡単にとることができます。スーパーなどですぐ手に入りますので、冷蔵庫に甘酒を常備してはいかがでしょうか。

食品ですから飲む時間帯に決まりはありませんが、朝仕事に出かける前に飲めば、その日1日のエネルギーとなり、熱中症予防にも一役買ってくれるでしょう。あまり温め過ぎるとせっかくのビタミン類の効果が弱まってしまいます。また、糖分の多い食品ですからとり過ぎにも気をつけ、毎日適量が続けてとり、夏健康維持に役立ててみてはいかがでしょうか。

音楽フェスのすすめ

夏が近づくと、意識せずとも耳にする言葉「夏フェス」。フェスとは「フェスティバル」や「フェスタ」といった「お祭り」を意味する言葉ですが、ロック等の野外コンサートに端を発し、日本では1990年代後半からこの20年で大きく発展した音楽イベントの形を指します。

大半が野外で行われ、音楽を聴いたり、出店を回ってご飯を食べたり、お酒を飲んだり、ワークショップに参加したり。山や森などで催される場合は、キャンプができるフェスもあります。お年を召した方も、子どもさんも、誰でも楽しめます。フェスを紹介するインターネットサイトも多数あります。ジャンルもロックからクラシックまで、きっとお好きなフェスが見つかることでしょう。一度お調べになって、気になったフェスにぜひ出かけてみてはいかがでしょうか？

仕事のストレスも解消するかもしれません。

七夕

街のあちこちで七夕飾りを見かける時期になりました。幼稚園や小学校などでも、子どもたちがそれぞれに願い事を短冊にしたため、飾り付けていますね。

七夕は桃の節句や端午の節句と同じで、一年の重要な節句をあらわす五節句のひとつです。織女星の織姫、牽牛星の彦星。このふたつの星は旧暦の七月七

日に天の川をはさんで最も光り輝いて見えたことから、この日を一年に一度のめぐりあいの日と考えて、七夕のストーリーが生まれたそうです。これにあまり、人々は願い事を短冊に託し、竹や笹の葉に飾るようになりました。旧暦の七月七日は新暦の八月七日です。その為、八月に七夕祭りを行う地域もあります。